

令和6年9月吉日

保護者 様

岡崎市立藤川小学校  
校長 佐橋 康仁

## 学校における災害対応について<改訂版> (依頼)

秋色の候、保護者の皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。平素は、本校の教育活動に対し、ご理解とご協力を頂き、誠にありがとうございます。

さて、岡崎市として、下記のような災害対応を行うよう連絡がありました。児童の安全確保のため、ご理解とご協力のほど、よろしく申し上げます。(改訂箇所は赤字で示しました)

### 記

#### 1. 台風等異常気象時の対応

##### (1) 「暴風・暴風雪警報」が発表された場合

###### ①登校前に発表

午前6時までに解除	平常どおり登校
午前11時までに解除	午後1時から始業（通学班で登校。集合時刻は通常の5時間後）
午前11時以降も継続	臨時休校

※ただし、通学路の安全を確かめてから登校させる。危険があると思われる場合は、自宅で待機。

保護者が判断した場合は『オンライン欠席連絡』で学校に連絡。（電話連絡は集中してつながらない場合がある。）

※保護者判断で自宅待機する場合、**同じ通学班の班長などに通学班で登校しないことを伝える。**

###### ②登校後に発表

全児童を安全に帰宅できると判断	授業を中止し、職員が通学団ごとに付き添い、速やかに通学団下校
帰宅は危険・困難と判断	校内で待機。保護者へ迎え等を依頼

##### (2) 「特別警報」が発表された場合

###### ①登校前に発表

ア. 児童を登校させない。

イ. 解除後も災害等の状況を把握し、学校又は保護者が安全に登校できると判断するまで登校させない。

###### ②登校後に発表

ア. 即刻、授業を中止し、災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等に関する情報収集を行う。児童の生命及び安全確保のため、学校に待機させるか、保護者への引き渡しをするかを迅速に判断する。

イ. 児童を学校に待機させる場合は、解除後も情報収集に努め、安全に下校させることができると判断するまでは下校させない。

(裏面へ続く)

※ (1)、(2)の「警報」が発表されていないが、異常気象により児童生徒の安全確保に困難が予想される場合

居住する地域の災害状況により、安全に登校できないと認められる場合、児童は自宅待機とし、登校させない。また、安全に下校できない場合も校内待機とし、必要があれば保護者に迎え等を依頼する。

## 2. 地震発生時及び南海トラフ地震等に関連する情報が発表された場合

### (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中・注意）発表

- ・ 原則として、通常通り教育活動を行う。
- ・ 児童を保護する方法、避難経路の再確認等、地震に備えた施設及び設備の再点検を行う。
- ・ 校外活動がある場合、出発は一時見合わせ。活動中はいつでも帰校できる準備をする。

### (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表

- ・ 落ち着いて行動し、テレビ・ラジオ等から正確な情報を収集するよう努める。

#### 在校時

- ・ 避難マニュアルに沿って行動し、グラウンド等安全な場所に避難。保護者に迎え等を依頼する。事情により下校できない場合は、学校内の安全な場所で待機させる。
- ・ 校外活動がある場合、出発は延期（中止）。校外で活動中の場合は、速やかに帰校する。
- ・ 部活動は、実施しない。

#### 登下校時・在宅時

- ・ 安全確保に留意しながら、原則として通常の授業や行事は行い、授業終了後、速やかに帰宅させる。
- ・ 学校立地条件（土砂災害警戒区域等も含む）や登下校の状況を勘案して、必要と判断した場合には、臨時休校とすることができる。  
※安全確保や学校運営に関わる協議等のため、休校とすることもある。

### (3) 事前に情報なしで地震発生

- ・ 震度5弱以上の地震が発生した場合、学校は臨時休校となる。

#### 在校時

- ・ 危機管理マニュアルに沿って、児童の安全確保に努める。また校舎、体育館、運動場など、校内外の被害状況を把握する。直ちに保護者に連絡をし、引き渡しの依頼等をする。事情により下校できない場合は、学校の安全な場所で待機させる。

#### 在宅時

- ・ 臨時休校や授業再開の時期など、必要に応じて保護者に連絡する。